鳥取市多目的スポーツ広場

改正後

1 鳥取市国府町運動場・鳥取市福部町グラウンド・鳥取市気高町運動場使用料

区分	金額（1時間につき）
一般	300円
小学生、中学生、高齢者	150円
障害者等	無料

備考
1　1時間未満は、1時間とする。
2　「高齢者」とは、65歳以上の者をいう。
3　「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
⑴　身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の所持者及びその付添人
⑵　介護保険法の規定により、要介護状態又は要支援状態と認定された者及びその付添人
4　日曜日、土曜日及び祝日に小学生又は中学生（市民に限る。）が個人で使用する場合は、無料とする。

2 鳥取市河原町総合運動場使用料

区分	金額（1時間につき）
一般	300円
小学生、中学生、高齢者	150円
障害者等	無料

備考
1　1時間未満は、1時間とする。

改正前

鳥取市国府町運動場使用料

区分＼時間		午前6時～正午	正午～午後7時	午前6時～午後7時
運動場		1,570円	1,570円	3,150円
	1時間を単位として使用する場合	1時間につき420円		＼

備考
1　1時間未満は、1時間とする。
2　市民が使用する場合の使用料は、無料とする。

鳥取市福部町グラウンド及び鳥取市福部町ゲートボール場使用料

区分＼時間					午前8時30分～正午	正午～午後5時	午前8時30分～午後5時
グラウンド、ゲートボール場	専用使用	市民又は市内に事務所を有する団体	入場料を徴収しない場合		無料	無料	無料
			入場料を徴収する場合		4,200円	4,200円	6,300円
				1時間を単位として使用する場合	1時間につき1,260円	1時間につき1,260円	＼
		上記	入場料を徴収し		3,150	3,150	4,720

2　照明設備の使用料は、1時間につき3,000円で計算して得た額とする。
3　「高齢者」とは、65歳以上の者をいう。
4　「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
⑴　身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の所持者及びその付添人
⑵　介護保険法の規定により、要介護状態又は要支援状態と認定された者及びその付添人
5　日曜日、土曜日及び祝日に小学生又は中学生（市民に限る。）が個人で使用する場合は、無料とする。

3 鳥取市青谷町グラウンド使用料

区分	金額（1時間につき）
一般	500円
小学生、中学生、高齢者	250円
障害者等	無料

備考
1　1時間未満は、1時間とする。
2　照明設備の使用料は、1時間につき3,000円で計算して得た額とする。
3　「高齢者」とは、65歳以上の者をいう。
4　「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
⑴　身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の所持者及びその付添人
⑵　介護保険法の規定により、要介護状態又は要支援状態と認定された者及びその付添人
5　日曜日、土曜日及び祝日に小学生又は中学生（市民に限る。）が個人で使用する場合は、無料とする。

		以外	ない場合		円	円	円
				1時間を単位として使用する場合	1時間につき940円	1時間につき940円	＼
			入場料を徴収する場合		6,300円	6,300円	9,450円
				1時間を単位として使用する場合	1時間につき1,890円	1時間につき1,890円	＼
	個人使用	市民			無料	無料	無料
		上記以外	幼児、小学生、中学生		60円	60円	120円
			高校生		70円	70円	140円
		一般			90円	90円	180円

備考
1　1時間未満は1時間とする。
2　「幼児」とは、3歳から小学校就学前までの者をいう。

鳥取市河原町総合運動場及び鳥取市河原町グラウンドゴルフ場使用料

区分＼時間		午前9時～午後10時	夜間照明使用料	
			全灯	半灯
運動場、グラウンドゴルフ場	市民	1時間につき130円	1時間につき3,150円	1時間につき2,100円
	上記以外	1時間につき500円	1時間につき4,720円	1時間につき3,150円

4 前各項に掲げる広場を除く広場

区分	金額（1時間につき）
一般	200円
小学生、中学生、高齢者	100円
障害者等	無料

備考

1　1時間未満は、1時間とする。

2　「高齢者」とは、65歳以上の者をいう。

3　「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

⑴　身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の所持者及びその付添人

⑵　介護保険法の規定により、要介護状態又は要支援状態と認定された者及びその付添人

4　日曜日、土曜日及び祝日に小学生又は中学生（市民に限る。）が個人で使用する場合は、無料とする。

備考　1時間未満は、1時間とする。

鳥取市気高町運動場使用料

区分＼時間				午前8時～午後6時
運動場	団体使用	20人未満の場合		1,000円
			1時間を単位として使用する場合	1時間につき120円
		20人以上の場合		2,000円
			1時間を単位として使用する場合	1時間につき250円
	専用使用	日曜日及び祝日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第2条に規定する祝日及び第3条に規定する休日をいう。）の場合		4,000円
			1時間を単位として使用する場合	1時間につき500円
		上記以外の日の場合		2,000円
			1時間を単位として使用する場合	1時間につき250円

備考

1　1時間未満は、1時間とする。

2　市民が使用する場合の使用料は、無料とする。

鳥取市青谷町グラウンド使用料

区分＼時間			午前9時～午後10時
グラウンド	市民	夜間照明を利用	無料

		しない場合	
		夜間照明を利用する場合	1時間につき 3,000円
	上記以外	夜間照明を利用しない場合	1時間につき 400円
		夜間照明を利用する場合	1時間につき 6,000円
備考　1時間未満は、1時間とする。			

鳥取市青谷町グラウンドゴルフ場使用料

区分＼時間	午前7時～午後7時
グラウンドゴルフ場	1人につき 200円
備考　市民が使用する場合の使用料は、無料とする。	

美穂スポーツ広場、国府町大茅・成器スポーツ広場、河原町湯谷・八上・河原・国英スポーツ広場、用瀬町興徳運動広場、用瀬町社スポーツ広場、用瀬町屋住運動場、青谷町勝部第２・中郷・日置・日置谷グラウンド、国府町美歎・荒舟・高岡・麻生・三代寺・谷運動場、河原町屋内ゲートボール場、河原町天神原スポーツ広場、用瀬町ゲートボール場、青谷町勝部グラウンドは、料金規定なし。